

佐賀県障害児者支援施設 機器整備費補助金

概要について

佐賀県 健康福祉部
障害福祉課 施設担当

はじめに

佐賀県障害児者支援施設機器整備費補助金（以下、「本補助金」）は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施する、佐賀県単独事業です。

県内の障害児者支援施設に対する物価高騰対応支援の一環として行う新規事業ですが、別に定める交付要綱だけでは読み取りづらい補助制度の趣旨などについて、この概要資料で補足説明しています。

本補助金のことについて、県障害福祉課へお問い合わせいただく前に、まずはこの概要資料を一読いただけますようお願いいたします。

本補助金の対象サービス事業所等

本補助金の対象サービス事業所等は下記のとおりです。（交付要綱第2条）

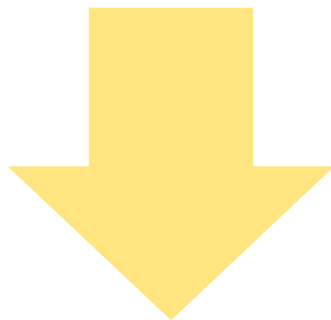
※系統は本補助金における便宜上のもの

系 統	具 体 的 な 事 業 所 等
入所系	施設入所支援(日中の生活介護と一体)、共同生活援助、短期入所(空床型除く)、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設(指定医療機関含む)、福祉ホーム
日中系	療養介護、生活介護(施設入所支援に付随しない事業所)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、地域活動支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス
就労系	就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
相談系	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター

本補助金の目的について

(目的)

本補助金は、交付要綱第2条第1項(2)に掲げる障害児者支援施設で働く職員の皆様の「**業務**効率化」または「**業務**負担軽減」に**直接的に資する**機器等の導入を促進することで、障害児者への支援の充実を図ることを目的としています。



下線部分の、交付要綱における「業務」や「直接的に」という言葉の意味が、
導入を検討する機器等は本補助金の対象経費になるのか？
という、本補助金を検討する事業者様が最も気にかかる点への回答に直結しますので、最初にご説明します。

【業務】

交付要綱第2条第1項（2）に掲げる対象サービス事業所等の本来業務として認められるもの。

【直接的に】

職員の業務効率化や業務負担軽減に直結すると判断できること。

例えば…

本補助金における定義 ～例示～

- 入所系や作業用服で生産活動をする就労系など以外の施設内において、利用者の衣類の洗濯は、本来業務とは言い難い。
→そのような施設において、洗濯関連機器等は対象外
- 入所系のように宿泊を伴うものでない施設や、報酬に食事提供体制加算が無い施設において、食事の提供は、本来業務とは言い難い。
→そのような施設において、炊事関連機器等は対象外
- 空調機器の導入が、業務効率化に資することは考えられるが、それは労働環境の改善により起こり得る副次的な効果であり、機器そのものの機能が、業務の効率化や負担軽減に直結するわけではない。
→空調機器は、一律対象外

例えば、

- ・療育の中で汚れてしまった利用児の衣類を洗濯してあげている施設
 - ・宿泊を伴わず、また報酬上も食事提供体制加算は無いが、食事を提供している施設
- など、本来業務でない中、利用者の為に対応されている施設があることも承知しているところですが、**本補助金においては、その機器等が本来業務の効率化や負担軽減に直結するか？**の視点を以て、補助対象経費か否かを判断します。
- 予めご理解のほどよろしくお願いいたします。

本補助金の対象経費となる機器等の例

ここまでを踏まえ、職員の業務効率化や業務負担軽減に直接的に資すると認められる機器等を下記に例示します。

※先のご説明のとおり、事業所等の系統などに応じて対象か否かは異なりますので、ご注意ください。

- 衣類用洗濯機・乾燥機（汚物除去機能付き製品、1 機器で洗濯乾燥が可能な多機能製品、業務用大容量製品）



- 大量炊事用機器（業務用オーブン、スチームコンベクション、業務用食洗器）



- 福祉用ベッド（福祉用としての機能を有することが確認できるもの）



補助対象外経費について

事業所等の系統などによらず、一律、本補助金の対象外となる経費は、下記のとおりです。（交付要綱第3条）

- (1) 交付決定日より前の契約等に基づき導入した機器等の導入経費
※ 事業採択の内示を受けていたとしても、県からの交付決定通知文書が届く前に事業着手した場合、一律対象外です。
- (2) 県障害福祉課が所管する別の補助金の対象経費と重複する経費
※ 代表例として、PC・タブレット・スマートフォン等をはじめとするICT関連機器は、一律対象外です。
- (3) 車両の導入経費
※ 福祉用の車両であっても、一律対象外です。
- (4) 土地や建物の買収や工事（簡易なリフォーム等含む）の経費
- (5) リースやレンタル等の賃借料
※ 対象とする機器等は、購入する自己所有のものに限ります。

このほか、職員の業務効率化や業務負担軽減に直接的に資するものとして、県において適当と認められない経費（＝5ページ赤字部分で否と判断される経費）も、補助対象外です。

スケジュール（予定）

下記に、現時点における今後の予定をお示ししますので、ご参考ください。



①、③、⑤、⑥、⑦(請求書提出)
を施設側で対応

下記4事業所等に該当する場合のみ必ずご確認ください

- ① 就労継続支援A型事業所
 - ② 就労継続支援B型事業所
 - ③ 生活介護事業所 (工賃向上計画作成先に限る)
 - ④ 地域活動支援センター (工賃向上計画作成先に限る)
- 上記4事業所等は、県障害福祉課就労支援室で所管する「生産性向上支援事業費補助金」(以下、「生産性向上補助金」)の対象施設でもあります。
 - 特に就労AB事業所においては、実施する生産活動の内容によっては、本補助金と生産性向上補助金のどちらでも補助対象経費と判断できる機器等が発生し得ます。
 - しかし、同一機器等を2つの補助金どちらも活用して導入することは認められません。
 - したがって、**2つの補助金を比較検討の上、同一機器等に対して補助金の重複が起こらないよう十分ご注意ください。**

【参考】比較表

	本補助金	生産性向上補助金
対 象	交付要綱2条1項(2)の事業所等 ※上記①～④も含まれる	上記①～④の事業所等のみ
制 度 概 要	職員の業務効率化、業務負担軽減に直接的に資する機器等の導入経費を補助	生産性向上に係る設備等の導入経費を補助
対 象 経 費	障害児者支援施設における職員の業務効率化や業務負担軽減に直接的に資する機器等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の事業活動・生産活動において使用する設備等 ● 生産性向上及び工賃向上に資する設備等 ● 1品目あたり税抜2万円以上の設備等
補助上限額	1施設につき500万円(一定規模以上で1,000万円)	1施設につき50万円
補 助 率	2/3以下	10/10
担 当 部 署	県障害福祉課 施設担当	県障害福祉課 就労支援室